

荒川区地域公共交通会議設置要綱

資料 1

平成 24 年 2 月 9 日制定

(23 荒都都第 831 号)

(副 区 長 決 定)

平成 24 年 3 月 29 日一部改正

平成 24 年 5 月 29 日一部改正

(目 的)

第 1 条 荒川区地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協 議 事 項 等)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) バス等の旅客輸送を提供すべき地域、区間等に関する事項
- (3) その他交通会議が必要と認める事項

(構 成 員)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 荒川区長又はその指名する職員
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - (3) 住民又は利用者の代表
 - (4) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (6) 道路管理者
 - (7) 交通管理者
 - (8) 学識経験者
 - (9) その他交通会議が必要と認める者
- 2 前項第 1 号から第 2 号まで及び第 4 号から第 7 号までに掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

(委 員 の 任 期)

第 4 条 委員の任期は 1 年以内とし、再任を妨げない。

(交 通 会 議 の 運 営)

第 5 条 交通会議に会長を置き、第 3 条第 1 項第 8 号に掲げる者を会長とする。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席委員の全会一致によるものとする。ただし、意見が分かれる場合等採決が必要な場合は出席委員の3分の2以上の同意又は会長の提示する議決方法で決するものとする。
- 5 交通会議の庶務は、防災都市づくり部都市計画課において処理する。
- 6 地域公共交通に関する相談、苦情その他に対応するため、連絡窓口又は通報窓口を定めるものとする。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年2月9日から施行する。

(委員任期)

2 平成24年2月23日からの委員の任期については平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月29日から施行する。

別表第1(第5条第6項関係)

担当窓口	電話番号	F A X 番号
荒川区 防災都市づくり部 都市計画課	03 - 3802 - 3111	03 - 3802 - 0046

平成24年度 荒川区地域公共交通会議 委員名簿

NO.	区 分		所 属 及 び 委 員 氏 名	
			所 属	委 員 名
1	学識経験者	会長	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 准教授	大 森 宣 暁
2	関係行政機関	国	国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官	遠 藤 恭 弘
3	道路管理者	東京都	東京都建設局第六建設事務所管理課長	遠 山 勝
4		荒川区	土木担当部長防災都市づくり部土木管理課長事務取扱	斉 藤 秀 喜
5			防災都市づくり部道路課長	大 木 浩
6	交通管理者	警視庁	警視庁交通部交通規制課課長代理	椎 名 康 雄
7			警視庁荒川警察署交通課長	山 本 忠 吉
8			警視庁尾久警察署交通課長	星 野 正 之
9			警視庁南千住警察署交通課長	寒 河 江 正
10	運送事業者団体		一般社団法人東京バス協会専務理事	平 林 光 政
11			社団法人東京乗用旅客自動車協会専務理事	藤 崎 幸 郎
12	一般乗合旅客自動車 運送事業者	事業者	東京都交通局自動車部計画課長	西 川 善 宣
13			京成バス(株)取締役営業部長	木 下 良 紀
14	一般乗用旅客自動車 運送事業者		社団法人東京乗用旅客自動車協会荒川区内事業者代表 (大日本自動車交通株式会社代表取締役社長)	海 田 正 則
15	一般旅客自動車運送事 業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体		東京都交通運輸産業労働組合協議会バス部会事務長 (東京交通労働組合自動車部長)	福 田 智
16	区 民	町会	荒川区町会連合会会長	須 藤 昌 彦
17		団体	NPO法人荒川区高年者クラブ連合会副理事長	長 谷 川 敏 男
18			荒川やさしい街づくりの会代表	後 藤 俊 子
19	行政執行機関	荒川区	総務企画部長	北 川 嘉 昭
20			区民生活部長	高 梨 博 和
21			福祉部長	高 岡 芳 行
22			防災都市づくり部長	倉 門 彰
	事務局	荒川区	防災都市づくり部都市計画課長	松 土 民 雄
			防災都市づくり部都市計画課施設計画担当係長	白 井 巧
			防災都市づくり部都市計画課施設計画担当	長 野 博 一
			防災都市づくり部都市計画課施設計画担当	柳 沢 泰 隆

敬称略